

「道路の斜面点検に伴う土地への立ち入りについて」のお願い

島根県 土木部 道路維持課

平成 28 年 5 月 4 日に邑南町内の県道で発生した落石による死亡事故を踏まえ、平成 28 年度から令和元年度にかけて島根県が管理している国道及び県道に隣接する斜面に存在する落石等の調査を実施しました。

この調査で、落石発生源となる石が確認された箇所については、対策が完了するまでの間、その状態を定期的[※]に点検・調査していくこととしています。また、落石の発生が確認された際には、緊急に斜面の点検・調査を行います。

点検・調査の際には、官地だけではなく、民地（主に山林）にも立ち入り、落石等の調査をさせていただくことになります。さらに、状況によっては支障となる枝木等を最小限の範囲で切らせていただくこともあります。

関係する皆様には、島根県が行う点検・調査について、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、現地で点検を行う技術者等は、島根県の各県土整備事務所が発行する身分証明書を携行しています。

【お問い合わせ先】

| 担当区域 | 窓口 | 電話番号 |
|--------------|-----------|--------------|
| 松江市 | 松江県土整備事務所 | 0852-32-5200 |
| 安来市 | 広瀬土木事業所 | 0854-32-4149 |
| 雲南市・飯南町 | 雲南県土整備事務所 | 0854-42-9601 |
| 奥出雲町 | 仁多土木事業所 | 0854-54-1251 |
| 出雲市 | 出雲県土整備事務所 | 0853-30-5627 |
| 川本町・美郷町・邑南町 | 県央県土整備事務所 | 0855-72-9630 |
| 大田市 | 大田事業所 | 0854-84-9720 |
| 江津市・浜田市 | 浜田県土整備事務所 | 0855-29-5777 |
| 益田市 | 益田県土整備事務所 | 0856-31-9655 |
| 津和野町・吉賀町 | 津和野土木事業所 | 0856-72-0511 |
| 隠岐の島町 | 隠岐支庁県土整備局 | 08512-2-9737 |
| 海士町・西ノ島町・知夫村 | 島前事業部 | 08514-7-9111 |

※ 平成 28 年度から令和元年度の調査で、対策が必要と判断された箇所は、対策が完了するまでの間、毎年、点検・調査を実施します。
また、対策は不要であるが状況の変化がないか定期的確認を行っていく箇所については、5年に1回、点検・調査を実施します。

【 補足説明 】

定期的な点検・調査について

県管理道路の落石危険箇所については、道路利用者への注意喚起のため「危険箇所番号標」の設置を進めています。(写真1)

このような箇所において、斜面にある落石等の状況について点検・調査を実施します。(写真2)

点検・調査により、極めて不安定となっている落石発生源を確認した場合には、緊急工事を行います。



<写真1：危険箇所番号標>



<写真2：点検・調査の様子>

道路上に落ちた石などを発見された時に、落石の情報を道路管理者へ通報していただくため、「危険箇所番号標」には各道路管理者の連絡先を記載しています。



点検技術者等が携行する身分証明書について

斜面の点検・調査を行うために委託した点検技術者等は、道路法第66条の規定に基づき、道路管理者の委任を受け他人の土地に立ち入ることができる者であることを証明する「身分証明書」を携行しています。

●整第●●●●号

身分証明書
住所：●●市●●町●●
氏名：●●●●
生年月日：昭和●●年●●月●●日
所属・職名：株式会社●●●●●●

上記の者は、道路法第66条の規定により起業者の委任に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。
発行年月日：令和●●年●●月●●日
有効期限：令和●●年●●月●●日
委任権者
道路管理者 島根県●●県土整備事務所長

印

<身分証明書の例>